

取手市国民健康保険条例の改正(案)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行により国民健康保険法等が改正され、令和6年12月2日から現行の被保険者証が発行されなくなることに伴い、被保険者証の返還に応じない者に対する罰則の規定を削るため、条例の一部を改正するものです。

改正後

第15条 市は、世帯主が法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

改正前

第15条 市は、世帯主が法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

【参考】国民健康保険法より抜粋

第九条(届出等)

第1項 世帯主は、(略)その世帯に属する被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項その他必要な事項を市町村に届け出なければならない。

第3項 市町村は、保険料を滞納している世帯主(略)が、当該保険料の納期限から(略)当該保険料を納付しない場合においては、(略)特別の事情があると認められる場合を除き、(略)当該世帯主に対し被保険者証の返還を求めるものとする。

第4項 (略)

第9項 世帯主は、その世帯に属する被保険者がその資格を喪失したときは、(略)速やかに、市町村にその旨を届け出るとともに、当該被保険者に係る被保険者証又は被保険者資格証明書を返還しなければならない。

※この第9項は法改正後、第5項となります。